

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>目次 付則……………25 1. この供給約款の実施期日……………25 2. この供給約款の公表……………25 3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置……………25 <u>4. コンビニエンスストアでの料金の払込みに伴う帳票発行手数料に関する経過措置……………25</u></p> <p>付則 1. この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2023年6月1日</u>から実施いたします。</p> <p><u>4. コンビニエンスストアでの料金の払込みに伴う帳票発行手数料に関する経過措置</u> 本約款実施の際、<u>2023年5月31日</u>までにガス小売供給約款の適用があるお客さまには、<u>コンビニエンスストアにおける払込みの方法で料金をお支払いの場合でも、本約款25(2)の帳票発行手数料は、当面の間、請求いたしません。</u></p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>削除</p>	<p>目次 付則……………25 1. この供給約款の実施期日……………25 2. この供給約款の公表……………25 3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置……………25</p> <p>付則 1. この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2024年4月1日</u>から実施いたします。</p>